

保存版

令和4年4月15日

保護者様

大阪市教育委員会
大阪市立関目小学校
校長 石井力

非常変災時等の措置について

標題について、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

午前7時の時点及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

- ア 大阪市において、「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」のいずれかが発表された場合。
イ 城東区のいずれかの地域において、大阪市(大阪市長)より、河川氾濫の「警戒レベル3(高齢者等避難)」、「警戒レベル4(全員避難)」の発令があった場合。
なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報ではなく、大阪市(大阪市長)が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

- 大阪市 HP(発令した場合、トップ画面に表示されます。)
- おおさか防災ネット(メール登録もできます)
- 大阪市危機管理室ツイッター
- LINE 大阪市公式アカウント
- 防災スピーカー(発令した場合、放送が流れます。)

- ウ 大阪市内において、「震度5弱以上の地震」が発生(気象庁発表)した場合。
エ 「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの(気象庁発表)が発表された場合。

※児童が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、児童の自宅周辺や通学路の安全と保護者等の在宅を確認したうえで、引渡しもしくは教職員が引率等を行い下校させます。ただし、校区内に「警戒レベル4(全員避難)」の発令がなされた場合、校内にて児童の安全確保に努め、待機・避難させます。

※登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に話し合っておいてください。

関目地域の避難勧告等対象地域について

- 淀川の避難勧告等対象地域(枚方観測基準点の発令基準)について
区域C…城東区全域が区域C(淀川が発令基準に達した場合に、3時間以上で50cm浸水する地域)
■寝屋川流域河川の避難勧告等対象地域(京橋観測基準点の発令基準)について
関目地域は全域(1~6丁目)について、寝屋川流域避難勧告等対象地域に含まれていません。そのため、近隣の小・中学校が臨時休業等の措置となっても、通常どおりの登下校となる場合があります。